

武蔵村山市特定教育・保育施設の設備及び 運営に関する指導監査基準

別に東京都福祉保健局が作成する指導検査基準を準用する。

(令和元年6月28日適用)

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指 導 形 態	
C	文書指摘	<p>福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。</p> <p>ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。</p> <p>ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p> <p>なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	<p>法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。</p>

目 次

1	特定教育・保育施設等の一般原則	1
2	利用定員に伴う基準及び定員の遵守	2
3	内容及び手続の説明及び同意	3
4	正当な理由のない提供拒否の禁止	5
5	あつせん、調整及び要請に対する協力	6
6	受給資格等の確認	6
7	支給認定の申請に係る援助	7
8	心身の状況等の把握	7
9	小学校等との連携	7
10	教育・保育の提供の記録	7
11	利用者負担額等の受領	8
12	施設型給付費等の額に係る通知等	9
13	特定教育・保育の取扱方針	10
14	特定教育・保育に関する評価等	10
15	相談及び援助	11
16	緊急時等の対応	11
17	支給認定保護者に関する市への通知	11
18	運営規程	11
19	勤務体制の確保等	12
20	定員の遵守	12
21	掲示	12
22	支給認定子どもを平等に取り扱う原則	12
23	虐待等の禁止	13
24	懲戒に係る権限の濫用禁止	13
25	秘密の保持等	13
26	情報の提供等	14
27	利益供与等の禁止	14
28	苦情への対応	15
29	地域との連携等	15
30	事故発生の防止及び発生時の対応	16
31	会計の区分	16
32	記録の整備	17
33	特別利用保育の基準	17
34	特別利用教育の基準	18

(凡例) 以下の関係法令等を略称して次のように表記する。

番号	関係法令等	略称
1	武蔵村山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 (平成26年武蔵村山市条例第22号)	市条例
2	武蔵村山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等及び業務管理体制に係る届出に関する規則 (平成27年武蔵村山市規則第4号)	市規則
3	子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号)	法
4	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (平成26年内閣府令第39号)	内閣府令

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価基準	評価区分
(運営・保育) 1 特定教育・保育施設等の一般原則	(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育（以下「特定教育・保育等」という。）の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。	全ての子どもが健やかに成長するために、適切な環境が等しく確保されることを目指すものとなっているか。	市条例第3条第1項 内閣府令第3条第1項	適切な環境が等しく確保されることを目指すものとなっていない。	C
	(2) 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育等を提供するように努めなければならない。	意思及び人格を尊重し、常に子どもの立場に立った特定教育・保育等の提供に努めているか。	市条例第3条第2項 内閣府令第3条第2項	意思及び人格を尊重し、常に子どもの立場に立った特定教育・保育等の提供に努めていない。	B
	(3) 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係機関（東京都、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者）との密接な連携に努めなければならない。	関係機関との密接な連携に努めているか。	市条例第3条第3項 内閣府令第3条第3項	関係機関との密接な連携に努めていない。	B
	(4) 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。	子どもの人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備、研修等の措置を講じているか。	市条例第3条第4項 内閣府令第3条第4項	必要な体制の整備、研修等の措置を講じていない。 必要な体制の整備、研修等の措置が不十分である。	C B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価基準	評価区分
(運営) 2 利用定員に伴う基準及び定員の遵守	<p>(1) 特定教育・保育施設（認定子ども園及び保育所に限る。）の利用定員（法第27条第1項の施設型給付費の支給に係る確認において定めるものに限る。以下同じ。）の数を20人以上とする。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。 ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども（以下「3号認定子ども」という。）の区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>ア【認定子ども園】 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>イ【幼稚園】 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>ウ【保育所】 法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>	<p>利用定員が20人以上となっているか。</p> <p>施設の区分に応じた利用定員（子どもの区分ごと）を定めているか</p> <p>3号認定子どもに係る利用定員が、満1歳未満及び満1歳以上に区分して設定されているか。</p>	<p>市条例第4条第1項 内閣府令第4条第1項</p> <p>市条例第4条第2項 内閣府令第4条第2項</p>	<p>利用定員が20人以上となっていない。</p> <p>施設の区分に応じた利用定員（子どもの区分ごと）を定めていない。</p> <p>3号認定子どもに係る利用定員が、満1歳未満及び満1歳以上に区分して設定されていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価基準	評価区分
(運営) 3 内容及び手続の説明及び同意	<p>(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、項目18に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、(1)の規定による文書の交付に代えて、(5)で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>ア 電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の(ア)又は(イ)に掲げるもの</p> <p>(ア) 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>(イ) 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された(1)に規定する重要事項を、電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>イ 磁気ディスク、CD-Rその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに(1)に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p>	<p>利用申込者に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ているか。</p> <p>利用申込者からの申出があった場合、承諾を得た上で、文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供しているか。</p>	<p>市条例第5条第1項 内閣府令第5条第1項</p> <p>市条例第5条第2項 内閣府令第5条第2項</p>	<p>重要事項を記した文書の交付、説明及び同意を得ていない。</p> <p>重要事項を記した文書の交付、説明及び同意が不十分である。</p> <p>申出があったにも関わらず、電磁的方法により提供していない。</p> <p>申出及び承諾を得ずに電磁的方法により重要事項を提供している。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価基準	評価区分
	<p>(3) (2)に規定する方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>(4) (2)アの「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>(5) 特定教育・保育施設は、(2)の規定により(1)に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>ア (2)に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの イ ファイルへの記録の方式</p> <p>(6) (5)の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、(1)に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び(5)の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>	<p>電磁的方法により重要事項を提供するときは、あらかじめ、利用申込者に対し、電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。</p> <p>再度承諾した場合を除き、重要事項を電磁的方法により提供していないか。</p>	<p>市条例第5条第3項 内閣府令第5条第3項</p> <p>市条例第5条第4項 内閣府令第5条第4項</p> <p>市条例第5条第5項 内閣府令第5条第5項</p> <p>市条例第5条第6項 内閣府令第5条第6項</p>	<p>電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ていない。</p> <p>再度承諾した場合を除き、重要事項を電磁的方法により提供している。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価基準	評価区分
(運営) 4 正当な理由のない提供拒否の禁止	(1) 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなくこれを拒んではならない。	正当な理由がなく、特定教育・保育の提供を拒否していないか。	法第33条第1項 市条例第6条第1項、 市条例附則第2条第2項 内閣府令第6条第1項	正当な理由がなく、特定教育・保育の提供を拒否している。	C
	(2) 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども（以下「1号認定子ども」という。）の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している1号認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の1号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。	認定こども園又は幼稚園の1号認定子どもの利用定員を超える場合は、公正な方法により選考を行っているか。	法第33条第2項 市条例第6条第2項 内閣府令第6条第2項	基準に基づく選考その他公正な方法による選考を行っていない。 基準に基づく選考その他公正な方法による選考が不十分である。	C B
	(3) 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども（以下「2号認定子ども」という。）又は3号認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している2号認定子ども又は3号認定子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の2号認定子ども又は3号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	認定こども園又は保育所の2号認定子ども及び3号認定子どもの利用定員を超える場合は、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう選考しているか。	法第33条第2項 市条例第6条第3項 内閣府令第6条第3項	<u>※児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項により読み替え）の規定により当分の間、保育の必要性がある2号及び3号認定子どもについては市が選考方法を定めて利用調整することとしており、当該期間中は左記規定の適用除外となる。</u>	B
	(4) 特定教育・保育施設は、(2)・(3)の規定による選考を行うに当たっては、当該選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で行わなければならない。	選考方法をあらかじめ明示した上で、選考を行っているか。	法第33条第2項 市条例第6条第4項 内閣府令第6条第4項	選考方法をあらかじめ明示した上で、選考を行っていない。 明示方法が不十分である。	C B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価基準	評価区分
(運営) 5 あっせん、調整及び要請に対する協力	(5) 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	適切な教育・保育の提供が困難な場合に、紹介等の適切な措置を速やかに講じているか。	法第33条第2項 市条例第6条第5項 内閣府令第6条第5項	適切な教育・保育の提供が困難な場合に、他施設等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じていない。 措置が不十分である。	C B
	(1) 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	あっせん及び要請に対し、できる限り協力しているか。	法第33条第2項 市条例第7条第1項 内閣府令第7条第1項	あっせん及び要請に対しての協力が不十分である。	B
	(2) 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、2号認定子ども又は3号認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	調整及び要請に対し、できる限り協力しているか。	法第33条第2項 市条例第7条第2項 内閣府令第7条第2項	調整及び要請に対しての協力が不十分である。	B
(運営) 6 受給資格等の確認	(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量等を確認するものとする。	受給資格等の確認を行っているか。	市条例第8条 内閣府令第8条	受給資格等の確認を行っていない。 受給資格等の確認が不十分である。	C B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価基準	評価区分
(運営) 7 支給認定の申請に係る援助	(1) 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 (2) 特定教育・保育施設は、緊急その他やむを得ない理由がある場合を除き、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。	利用の申込みに対する必要な援助を行っているか。 支給認定の有効期間満了日の30日前までに、支給認定の変更認定申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	市条例第9条第1項 内閣府令第9条第1項 市条例第9条第2項 内閣府令第9条第2項	速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていない。 援助が不十分である。 支給認定の有効期間の満了日の30日前までに変更の申請が行われるよう必要な援助を行っていない。 援助が不十分である。	C B C B
(保育) 8 心身の状況等の把握	(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	子どもの心身の状況等の把握に努めているか。	市条例第10条 内閣府令第10条	特定教育・保育の提供に当たり、子どもの心身の状況等の把握に努めていない	B
(保育) 9 小学校等との連携	(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	特定教育・保育の提供の終了に当たり、継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、小学校等との密接な連携に努めているか。	市条例第11条 内閣府令第11条	特定教育・保育の提供の終了に当たり、継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、接続先となる機関との密接な連携に努めていない。 (例) 小学校へ保育所児童保育要録を送付していない等。	B
(保育) 10 教育・保育の提供の記録	(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	特定教育・保育の提供について、必要事項を記録しているか。	市条例第12条 内閣府令第12条	特定教育・保育の提供について、必要事項を記録していない。 記録が不十分である。	C B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価基準	評価区分
(運営・会計) 11 利用者負担額等の受領	(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。	利用者負担額の支払を受けているか。	法第27条第3項 法第28条第2項 市条例第13条第1項 内閣府令第13条第1項	利用者負担額の支払を受けていない。 支払の受領が不十分である。	C B
	(2) 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額の支払を受けるものとする。	法定代理受領を受けないとき、特定教育・保育費用基準額の支払を受けているか。	市条例第13条第2項 内閣府令第13条第2項	法定代理受領を受けないとき、支給認定保護者から特定教育・保育費用基準額の支払を受けていない。 支払の受領が不十分である。	C B
	(3) 特定教育・保育施設は、(1)及び(2)の規定により支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。	特に必要であると認められる対価について、定められた金額の範囲内で設定する額の支払を受けているか。	市条例第13条第3項 内閣府令第13条第3項	特に必要と認められる対価について、定められた金額の範囲を超えた額の支払を受けている。	C
	(4) 特定教育・保育施設は、(1)から(3)の規定により支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。 ア 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 イ 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 ウ 食事の提供に要する費用(3号認定子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、2号認定子どもについては主食の提供に係る費用に限る。) エ 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 オ アからエのほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	便宜に要する費用について、アからオに該当しない費用の支払を受けていないか。	市条例第13条第4項 内閣府令第13条第4項 内閣府令第36条第3項	便宜に要する費用について、アからオに該当しない費用の支払を受けている。	C

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価基準	評価区分
(運営・会計) 12 施設型給付費等の額に係る通知等	(5) 特定教育・保育施設は、(1)から(4)の規定による支払を受けた場合は、当該支払を受けた費用に係る領収証を、当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。	支給認定保護者に対し、領収証を交付しているか。	市条例第13条第5項 内閣府令第13条第5項	領収証を交付していない。 領収書の交付が不十分である。	C B
	(6) 特定教育・保育施設は、(3)及び(4)の規定により金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、(4)の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	あらかじめ用途、額、理由について書面によって明らかにし、説明を行い、文書による同意を得ているか。(4)を除く)	市条例第13条第6項 内閣府令第13条第6項	用途、額、理由について、書面によって説明を行い、(4)を除き文書による同意を得ていない。 文書による同意が不十分である。	C B
	(1) 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。	支給認定保護者に対し、施設型給付費の額を通知しているか。	市条例第14条第1項 内閣府令第14条第1項	法定代理受領により受けた施設型給付費の額を、支給認定保護者に対し、通知していない。 通知が不十分である。	C B
	(2) 項目11(2)に規定する法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。	支給認定保護者に対し、提供した特定教育・保育の内容、費用その他必要な事項を記載した特定教育・保育提供証明書の交付を行っているか。	市条例第14条第2項 内閣府令第14条第2項	必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を、支給認定保護者に対し交付していない。 証明書の内容が不十分である。	C B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価基準	評価区分
(運営) 13 特定教育・保育の 取扱方針	(1) 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ各施設に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 ア【幼保連携型認定こども園】 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 イ【認定こども園】 幼稚園教育要領及び保育所保育指針 ウ【幼稚園】 幼稚園教育要領 エ【保育所】 保育所保育指針	各施設の区分に応じた指針等に基づいた特定教育・保育の提供を適切に行っているか。	市条例第15条第1項 内閣府令第15条第1項	各施設の区分に応じた指針等に基づいた特定教育・保育の提供を適切に行っていない。	C
	(2) (1)イに掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、(1)イに掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえないといけない。	幼保連携型認定こども園教育保育要領を踏まえた特定教育・保育の提供を適切に行っているか。	市条例第15条第2項 内閣府令第15条第2項	幼保連携型認定こども園教育保育要領を踏まえた特定教育・保育の提供を適切に行っていない。	C
(運営) 14 特定教育・保育に 関する評価等	(1) 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	自己評価を行い、常にその改善を図っているか。	市条例第16条第1項 内閣府令第16条第1項	自己評価やそれに伴う改善を図っていない。 自己評価やそれに伴う改善が不十分である。	C B
	(2) 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	定期的に支給認定保護者その他施設関係者による評価又は第三者評価を受け、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めているか。	市条例第16条第2項 内閣府令第16条第2項	定期的に支給認定保護者その他施設関係者による評価又は第三者評価を受け、その結果を公表し、改善を図るよう努めていない。	B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価基準	評価区分
(保育) 15 相談及び援助	(1) 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	常に子どもの心身の状況等の把握に努めるとともに、相談、必要な助言その他の援助を行っているか。	市条例第17条 内閣府令第17条	子どもの心身の状況等の把握に努め、子ども又はその保護者に対し、相談、助言その他の援助を行っていない。	C
(保育) 16 緊急時等の対応	(1) 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	子どもの体調の急変その他必要な場合、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	市条例第18条 内閣府令第18条	速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていない。	C
(運営) 17 支給認定保護者に関する市への通知	(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。	不正受給について、遅滞なく意見を付して市に通知しているか。	市条例第19条 内閣府令第19条	不正受給について、遅滞なく意見を付して市に通知していない。 市に対する通知が不十分である。	C B
(運営) 18 運営規程	(1) 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 ア 施設の目的及び運営の方針 イ 提供する特定教育・保育の内容 ウ 職員の職種、員数及び職務の内容 エ 特定教育・保育の提供を行う日及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日 オ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 カ 利用定員 キ 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項(項目4(2)及び(3)に規定する選考方法を含む。) ク 緊急時等における対応方法 ケ 非常災害対策 コ 虐待防止のための措置に関する事項 サ その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項	重要事項に関する規程を定めているか。	市条例第20条 内閣府令第20条	重要事項に関する規程を定めていない。 規程の内容が不十分である。	C B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価基準	評価区分
(運営) 19 勤務体制の確保等	(1) 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 (2) 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 (3) 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	職員の勤務体制を定めているか。 特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育の提供が行われているか。 研修の機会を確保しているか。	市条例第21条第1項 内閣府令第21条第1項 市条例第21条第2項 内閣府令第21条第2項 市条例第21条第3項 内閣府令第21条第3項	職員の勤務体制を定めていない。 職員の勤務体制が不十分である。 特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育が提供されていない。 研修の機会を確保していない。 研修の機会の確保が不十分である。	C B C C B
(運営) 20 定員の遵守	(1) 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っていないか。	市条例第22条 内閣府令第22条	利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っている。	C
(運営) 21 掲示	(1) 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	重要事項の掲示を行っているか。	市条例第23条 内閣府令第23条	重要事項の掲示を行っていない。 重要事項の掲示が不十分である。	C B
(運営) 22 支給認定子どもを平等に取り扱う原則	(1) 特定教育・保育施設は、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	国籍・信条・社会的身分又は費用負担によって、差別的取扱いをしていないか。	市条例第24条 内閣府令第24条	国籍、信条、社会的身分又は費用負担によって、差別的取扱いをしている。	C

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価基準	評価区分
(運営・保育) 23 虐待等の禁止	(1) 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	子どもの心身に有害な影響を与える行為が行われていないか。	市条例第25条 内閣府令第25条	子どもの心身に有害な影響を与える行為が行われている。	C
(運営) 24 懲戒に係る権限の濫用禁止	(1) 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所に限る。)の長である特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等、その権限を濫用してはならない。	施設の管理者が、懲戒に関する権限を濫用していないか。	市条例第26条 内閣府令第26条	施設の管理者が、懲戒に関する権限を濫用している。	C
(運営) 25 秘密の保持等	(1) 特定教育・保育施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 (2) 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 例) 必要な措置…規定等の整備・雇用時の取り決め等 (3) 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して支給認定子どもに関する情報を提供するには、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。	業務上知り得た秘密を漏らしていないか。 業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 小学校等に対して子どもに関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書による同意を保護者から得ているか。	市条例第27条第1項 内閣府令第27条第1項 市条例第27条第2項 内閣府令第27条第2項 市条例第27条第3項 内閣府令第27条第3項	正当な理由がなく、業務上知り得た秘密を漏らしている。 業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。 文書による同意を保護者から得ずに、小学校等の施設に対して、子どもに関する情報を提供している。	C C C

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価基準	評価区分
(運営) 26 情報の提供等	(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者がその希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 (2) 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合は、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 広告する内容が虚偽のもの又は誇大なものとなっていないか。	市条例第28条第1項 内閣府令第28条第1項 市条例第28条第2項 内閣府令第28条第2項	利用しようとする保護者が、その希望を踏まえて特定教育・保育施設を適切に選択できるように、提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めていない。 広告する内容が虚偽のもの又は誇大なものとなっている。	B C
(運営) 27 利益供与等の禁止	(1) 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（(2)において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育を行う者等又はこれらの職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 (2) 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育を行う者等又はこれらの職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を供与していないか。 紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を収受していないか。	市条例第29条第1項 内閣府令第29条第1項 市条例第29条第2項 内閣府令第29条第2項	紹介することの対償として、金品その他財産上利益を供与している。 紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を収受している。	C C

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価基準	評価区分
(運営) 28 苦情への対応	(1) 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	苦情に迅速に対応するため、苦情受付窓口を設置する等必要な措置を講じているか。	市条例第30条第1項 内閣府令第30条第1項	苦情に迅速に対応するため、苦情受付窓口を設置する等必要な措置を講じていない。 措置が不十分である。	C B
	(2) 特定教育・保育施設は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	苦情の内容等を記録しているか。	市条例第30条第2項 内閣府令第30条第2項	苦情等の内容を記録していない。 記録が不十分である。	C B
	(3) 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	市が実施する事業に協力しているか。	市条例第30条第3項 内閣府令第30条第3項	市が実施する事業に協力するよう努めていない。	B
	(4) 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	市が行う報告・提出・提示の命令、質問若しくは検査に応じているか。 市の調査に協力するとともに、指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	市条例第30条第4項 内閣府令第30条第4項	市が行う報告・提出・提示の命令、質問若しくは検査に応じていない。 市の調査に協力するとともに、指導又は助言に従って必要な改善を行っていない。	C C
	(5) 特定教育・保育施設は、市からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市に報告しなければならない。	改善の内容を市に報告しているか。	市条例第30条第5項 内閣府令第30条第5項	改善の内容を市に報告していない。	C
(運営) 29 地域との連携等	(1) 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	地域との交流に努めているか。	市条例第31条 内閣府令第31条	地域との交流に努めていない。	B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価基準	評価区分
(運営・保育) 30 事故発生の防止及び発生時の対応	(1) 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次のアからウに定める措置を講じなければならない。 ア 事故が発生した場合の対応及びイに規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 イ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 ウ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	アからウに関する措置を講じているか。	市条例第32条第1項 内閣府令第32条第1項	アからウに関する措置を講じていない。 措置が不十分である。	C B
	(2) 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 例) 必要な措置…嘱託医やかかりつけ医への相談及び措置	事故が発生した場合、速やかに市、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	市条例第32条第2項 内閣府令第32条第2項	事故が発生した場合、速やかに市、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていない。 措置が不十分である。	C B
	(3) 特定教育・保育施設は、(2)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	事故の状況、処置について記録しているか。	市条例第32条第3項 内閣府令第32条第3項	事故の状況、処置について記録していない。	C
	(4) 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	損害賠償を速やかに行っているか。	市条例第32条第4項 内閣府令第32条第4項	損害賠償を速やかに行っていない。	C
(会計) 31 会計の区分	(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	特定教育・保育事業の会計を、その他の事業会計と区分しているか。	市条例第33条 内閣府令第33条	特定教育・保育事業の会計を、その他の事業会計と区分していない。	C

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価基準	評価区分
(運営・保育・会計) 32 記録の整備	<p>(1) 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>ア 項目13(1)に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画</p> <p>イ 項目10に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録</p> <p>ウ 項目17に規定する市への通知に係る記録</p> <p>エ 項目28(2)に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>オ 項目30(3)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>アからオに掲げる記録を整備し、特定教育・保育の提供の完結の日から5年間保存しているか。</p> <p>例) 全体的な計画、指導計画 保育日誌 個人別報告書 苦情処理簿 事故簿、ヒヤリハット 健康の記録 等</p>	<p>市条例第34条第1項 内閣府令第34条第1項</p> <p>市条例第34条第2項 内閣府令第34条第2項</p>	<p>職員、設備及び会計に関する諸記録を整備していない。</p> <p>記録の整備が不十分である。</p> <p>アからオに掲げる記録を整備し、特定教育・保育の提供の完結の日から5年間保存していない。</p> <p>記録の整備・保存が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
(運営) 33 特別利用保育の基準	<p>(1) 特定教育・保育施設（保育所に限る。）が1号認定子どもに対し、特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設が、(1)の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る1号認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している2号認定子どもの総数が、項目2(2)ウの規定により定められた2号認定子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設が、(1)の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、市条例第2章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。</p>	<p>保育所が、1号認定子どもに対して特別利用保育を提供する場合、東京都児童福祉施設の設備及び運営に関する条例に掲げる基準（最低基準）を遵守しているか。</p> <p>特別利用保育に係る1号認定子ども及び現在施設を利用している2号認定子どもの総数が、規定に基づく施設の2号認定子どもの利用定員を超えていないか。</p>	<p>市条例第35条第1項 内閣府令第35条第1項</p> <p>市条例第35条第2項 内閣府令第35条第2項</p> <p>市条例第35条第3項 内閣府令第35条第3項</p>	<p>保育所が、1号認定子どもに対して特別利用保育を提供する場合、東京都児童福祉施設の設備及び運営に関する条例に掲げる基準（最低基準）を遵守していない。</p> <p>特別利用保育に係る1号認定子ども及び現在施設を利用している2号認定子どもの総数が、規定に基づく施設の2号認定子どもの利用定員を超えている。</p> <p><u>※市では原則として1号認定子どもの保育所入所を認めていないため、適用対象外となる。</u></p>	<p>C</p> <p>C</p>

